

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

危険物関連設備等の性能評価制度について(通知)

危険物の貯蔵、取扱い又は運搬に係る危険物施設等の構造、設備等(以下「危険物関連設備等」という。)については、近年の社会的なニーズの多様化、危険物の保安に係る技術進歩等に対応し、様々なものが開発されており、その中には、従来想定していない形態の危険物関連設備等の設置の要請も見受けられる。

一方、これらの危険物関連設備等にあっては適用すべき技術基準が明らかでないものもあり、また、これらの個々の危険物関連設備等が開発されるごとにこれに対応した政令上の技術基準を定めることは困難である。

このような状況を踏まえ、この度、危険物保安技術協会において、別添のとおり危険物施設等に危険物関連設備等の設置を行おうとする者等(以下「申請者」という。)からの申請に基づき、危険物関連設備等のうち技術基準が明確になっていないもの等について、保安面に関する性能評価を行う制度(以下「危険物関連設備等の性能評価制度」という。)が設けられることとなった。危険物保安技術協会では、当該評価に関する情報を市町村長等に提供する予定であり、これらの情報が市町村長等が行う危険物施設の設置許可等の審査に際して有効に活用されることにより、当該審査事務の簡素・合理化に資することが期待される。

なお、当然ながら、市町村長等が従来から行っている政令で定める危険物施設の位置、構造及び設備の基準の適合性等の審査に当たって、危険物関連設備等の性能評価制度の活用が必須となるものではなく、当該性能評価以外の技術情報、試験結果等に基づき審査を行うことを何ら妨げるものではないことを念のため申し添える。

貴職におかれては、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達のうえ、よろしくご指導願いたい。

別 添

性能評価制度のしくみ

